

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
【規則】	○ 岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則	財産活用課	【人事委員会】 （県例規集登載）	○ 職員の分限に関する規則の一部を改正する規則 ○ 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 ○ 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 （以上県例規集登載）	人事委員会
	○ 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則	市町村課			
	○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	生活衛生課			
	○ 衛生関係法令に基づく申請等の経路に関する規則の一部を改正する規則	〃			
	○ 岡山県ふぐ処理等規制条例施行規則の一部を改正する規則	〃			
	○ 岡山県道路占用規則の一部を改正する規則	道路整備課			
【告示】 （以上県例規集登載）	○ 岡山県屋外広告物規則の一部を改正する規則	都市計画課	【人事委員会】 （県例規集登載）	人事委員会	担当課（室）
	○ 岡山県道路占用料徴収条例に基づき知事が定める市町村の区域の一部を改正する告示	道路整備課			

◎岡山県規則第十七号

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則（平成二十二年岡山県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五級地の項中「、岡山県真庭家畜保健衛生所」を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十八号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成十四年岡山県規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「岡山県本人確認情報保護審議会条例（平成十四年岡山県条例第四十八号）」を「岡山県行政不服等審査会条例（平成二十八年岡山県条例第二号）」に改める。

第二条第一項を削り、同条第二項中「開示請求」を「法第三十条の三十二第一項の規定による自己に係る本人確認情報（法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）」に改め、同項を同条とする。

第三条第一項中「本人確認情報確認書（様式第二号。次項及び次条において「確認書」という。）」を「書面」に改め、同条第二項中「確認書」を「書面」に改める。

第四条中「開示請求書の」を削り、「確認書」を「前条第一項の書面」に改め、「本人確認情報開示通知書（様式第三号）により」を削る。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条第一項中「は、本人確認情報訂正等申出書（様式第五号）により行うものとする」を「については、第二条の規定を準用する」に改め、同条第二項を削る。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条中「身分証明書（様式第七号）」を「別記様式による」に改める。
本則に次の一条を加える。

（その他）

第十二条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

様式第一号から様式第六号までを削り、様式第七号を別記様式とする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十九号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年岡山県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三十一の項ハ及びニ中「附則第五項」を「附則第二項」に改め、同項ホ中「第八条第三項」を「第八条第四項」に、「附則第五項」を「附則第二項」に改め、同項ヘを削り、同項トを同項へとする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十号

衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部を改正する規則

衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則（平成十二年岡山県規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十七号ロ及びハ中「附則第五項」を「附則第二項」に改め、同号二中「第八条第三項」を「第八条第四項」に、「附則第五項」を「附則第二項」に改め、同号ホを削り、同号ヘを同号ホとする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十一号

岡山県ふぐ処理等規制条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県ふぐ処理等規制条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県ふぐ処理等規制条例施行規則（平成二十七年岡山県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（条例附則第八項の規定により従前の例によりふぐ処理業を営むことができる者を含む。）を削る。

第四条中「及び第九条第二号」を削る。

第五条第一項第一号中「第十条」を「第九条」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 条例第四条第六項第一号に該当しないことを証する医師の診断書

第五条第二項第一号を削り、同項第二号中「第十条」を「第九条」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

第六条第一号中「又は第九条第二号の資格」を削る。

第八条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「縦五センチメートル、横四センチメートル」を「縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル」に改め、同号を同条第一号とし、同条第四号を同条第二号とする。

第九条を削り、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

第十二条第三項中「第八条第三項」を「第八条第四項」に改め、同条を第十一条とし、第十三条を第十二条とし、第十四条を第十三条とする。

第十五条中「第十二条」を「第十一条」に、「第八条第三項」を「第八条第四項」に改め、同条を第十四条とし、第十六条を第十五条とし、第十七条を第十六条とし、第十八条を第十七条とする。

附則第二項の前の見出し、同項及び附則第三項を削る。

附則第四項中「附則第五項」を「附則第二項」に改め、同項を附則第二項とし、同項の前の見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則第五項中「附則第五項」を「附則第二項」に、「第十二条及び第十四条」を「第十一条及び第十三条」に改め、同項を附則第三項とする。

附則第六項を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十二号

岡山県道路占用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県道路占用規則の一部を改正する規則

岡山県道路占用規則（昭和四十四年岡山県規則第三号）の一部を次のように改正する。
第一条中「岡山県道路占用料徴収条例」を「岡山県道路占用料等徴収条例」に改める。

様式第五号中 「住 所 氏 名 ④」 を

「住 所 氏 名」 に改める。

様式第六号中 「住 所 氏 名 ④」 を

「住 所 氏 名」 に改める。

様式第七号中 「住 所 氏 名 ④」 を

「住 所 氏 名」 に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の岡山県道路占用規則に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第二十三号

岡山県屋外広告物規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県屋外広告物規則の一部を改正する規則

岡山県屋外広告物規則（昭和四十一年岡山県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七の次に次のように加える。

七の二 公益的施設等への広告で、広告料を当該公益的施設等の設置又は管理費用に充てるものの禁止地域適用除外・許可基準
別表第二の許可基準を満たすこと。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

令和4年3月22日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第百三十八号

岡山県道路占用料徴収条例に基づき知事が定める市町村の区域（平成二十七年岡山県告示第百五十号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

題名及び本則中「道路占用料」の次に「等」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十六号

職員の分限に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十二日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

職員の分限に関する規則の一部を改正する規則

職員の分限に関する規則（昭和四十六年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「期間」を「期間等」に改め、同条第四項中「第二項の適用」を「第三項の適用」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の規定を」を「第一項の規定を、任命権者が不妊症等治療休職の期間を更新しようとするときは第二項の規定を、それぞれ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第二条第四号に該当する場合における休職（以下「不妊症等治療休職」という。）の期間は、医師の診断書に示す治療を要する期間内において、任命権者が定める。第四条に次の一項を加える。

6 職員を不妊症等治療休職にすることができる回数は、職員一人について、一回に限るものとする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十七号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十二日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第八中「分限給~~2号~~」の次に「又は第4号」を加える。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十八号

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十二日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

岡山県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項を削り、同条第三項中「第二十九条第三号」を「第二十九条第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二十九条第四号」を「第二十九条第三号」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十一条第七項中「岡山県警察爆発物処理班の編成及び運用規程（昭和五十年岡山県警察訓令第十一号）第二条に規定する要員」を「次に掲げる作業を行う職員」に改め、同項に、次の各号を加える。

- 一 爆発物処理用具又は爆発物処理車の操作の作業
 - 二 爆発物又は爆発物の疑いのある物件の識別、判定、採証又は鑑定作業
 - 三 その他爆発物又は爆発物の疑いのある物件の処理に必要な作業
- 第二十一条第十六項中「少年補導員」を「少年育成官」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十九号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十二日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年岡山県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十七条」を「第二十九条」に改める。

第二条の二（見出しを含む。）中「第二条第四号イ(3)」を「第二条第四号イ(2)」に改める。

第十条の二（見出しを含む。）中「第二十三条第二号ロ」を「第二十三条第二号」に改める。

第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（任命権者が講ずべき措置等）

第十三条 条例第二十七条第一項の規定により、職員に対して制度等を知らせるとともに職員の意向を確認するための措置を講ずることは、職員による育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにすることを目的とするものであることから、任命権者は、これを行うに当たっては、職員による育児休業の承認の請求を控えさせることとならないように配慮しなければならない。

2 条例第二十七条第一項の妊娠し、又は出産したことに準ずる事実とは、次に掲げる事実とする。

一 職員が民法第八百七十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求し、当該請求に係る三歳（非常勤職員にあつては、一歳。以下この項において同じ。）に満たない者を現に監護していること又は同項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求することを予定しており、当該請求に係る三歳に満たない者を監護する意思を明示したこと。

二 職員が児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により養子縁組里親として三歳に満たない児童を委託されていること又は当該児童を受託する意思を明示したと。

三 職員が、三歳に満たない児童の親その他の児童福祉法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を受託することができない場合において、同条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一号に規定する養育里親として当該児童を委託されていること又は当該児童を受託する意思を明示したこと。

3 条例第二十七条第一項のその他の事項は、次に掲げる事項とする。

一 育児休業に関する制度

二 育児休業の承認の請求先

三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第七十条の二第一項に規定する育児休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

四 職員が育児休業の期間について負担すべき社会保険料の取扱い

4 条例第二十七条第一項の規定により、職員に対して前項に規定する事項を知らせる場合には、次のいずれかの方法（第三号に掲げる方法にあつては、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

一 面談による方法

二 書面を交付する方法

三 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいい、以下この号及び次項第三号において「電子メール等」という。）の送信の方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

5 規則第二十七条第一項のその他の措置は、次に掲げる措置（第三号に掲げる措置にあつては、職員が希望する場合に限る。）とする。

一 面談

二 書面の交付

三 電子メール等の送信（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

6 任命権者は、規則第二十八条第一項各号に掲げる措置を講ずるに当たっては、短期はもとより長期の育児休業の取得を希望する職員が希望するとおりの期間の育児休業の承認を請求することができるように配慮するものとする。

7 規則第二十八条第三号の育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。

一 職員の育児休業の取得に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供

二 職員に対する育児休業に関する制度及び育児休業の取得の促進に関する方針の周知

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。